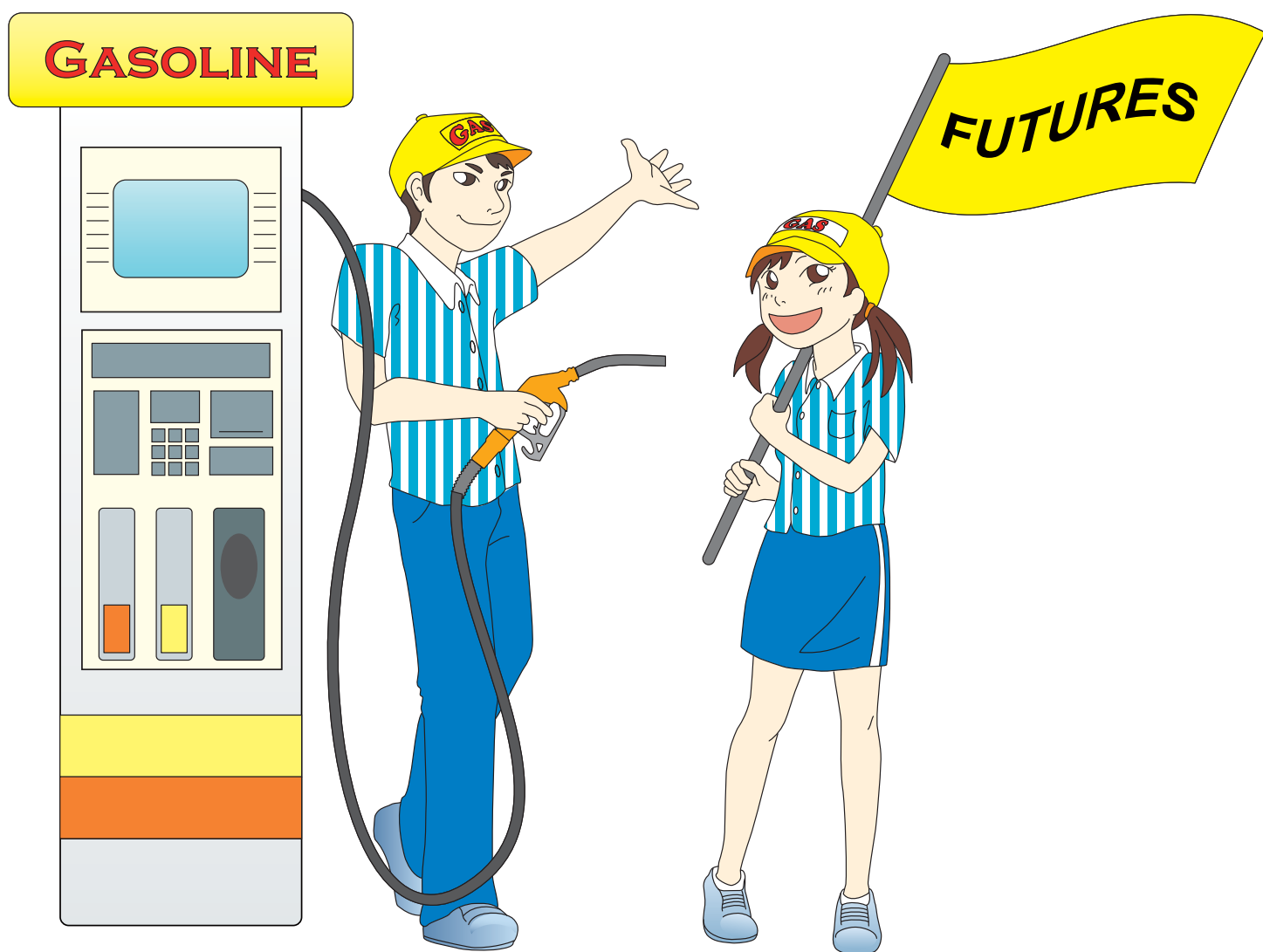


石油市場の受渡制度

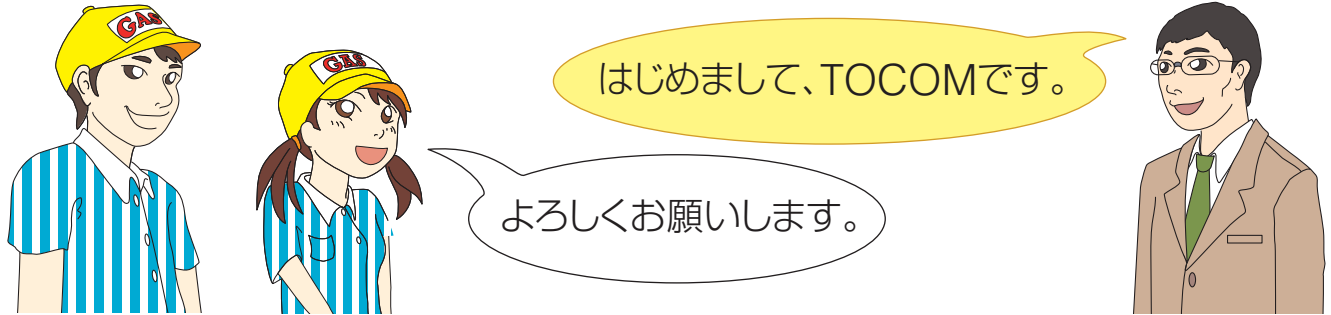
ガソリン・灯油・軽油



石油市場 目次

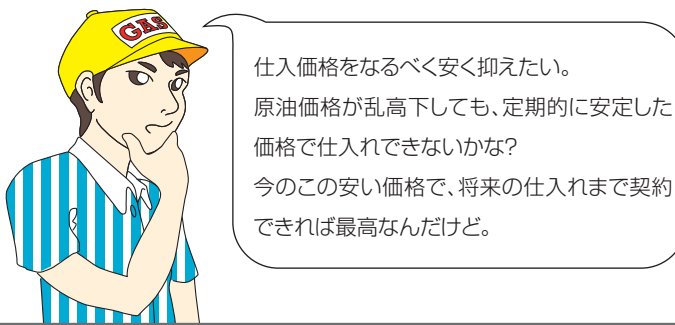
1. 始めてみませんか?TOCOMの活用	P. 2
2. 商品先物取引のしくみ	P. 4
3. 受渡しQ&A	P. 5
4. 受渡条件調整制度の利用	P. 6
5. タンクローリーで分割して引き取り	P. 7
6. TOCOMを利用している石油業者にインタビュー	P. 8
7. TOCOMで受渡しを担う商品取引員にインタビュー	P. 9
8. ガソリン、灯油、軽油の受渡制度	P. 10
・基本受渡の主な要綱	P. 11
・基本受渡での委託者と受託取引参加者の実務フロー	P. 12
・申告受渡制度の基本受渡との違い	P. 13
・申告受渡での委託者と受託取引参加者の実務フロー	P. 14
・受渡条件調整制度の基本受渡との違い	P. 15
・受渡条件調整制度での委託者と受託取引参加者の実務フロー	P. 16
9. 軽油の受渡し	P. 17
10. 取引要綱	
・ガソリン	P. 18
・灯油	P. 19
・軽油	P. 20

始めませんか？ TOCOMの活用

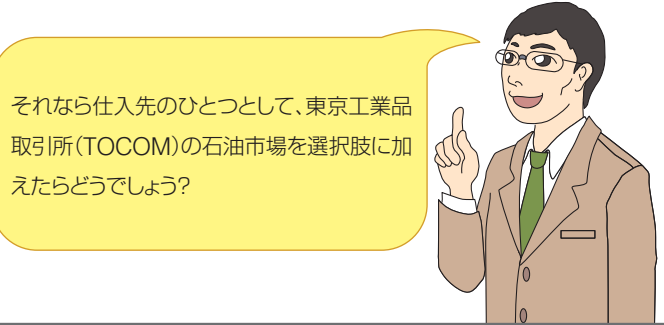


はじめまして、TOCOMです。

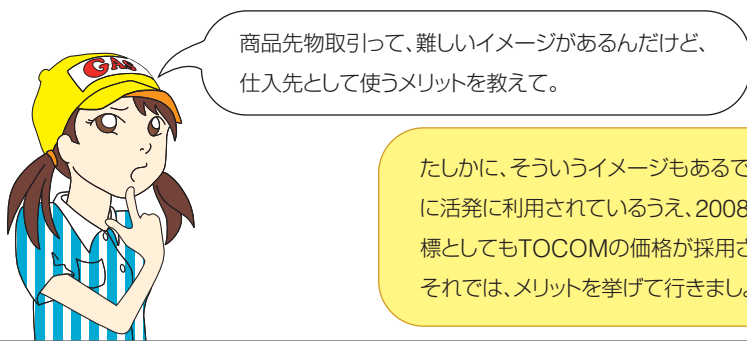
よろしくお願いします。



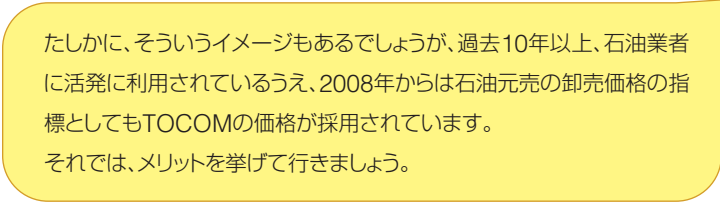
仕入価格をなるべく安く抑えたい。
原油価格が乱高下しても、定期的に安定した
価格で仕入れできないかな？
今のこの安い価格で、将来の仕入れまで契約
できれば最高なんだけど。



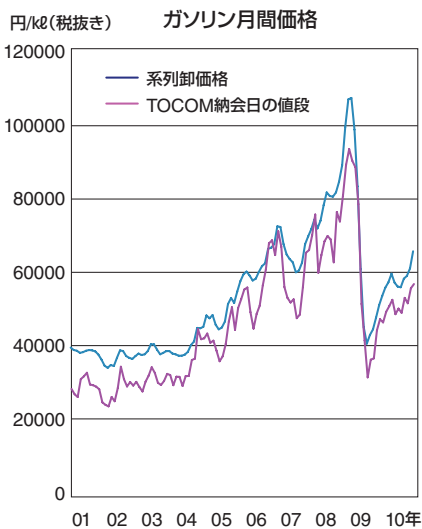
それなら仕入先のひとつとして、東京工業品
取引所(TOCOM)の石油市場を選択肢に加
えたらどうでしょう？



商品先物取引って、難しいイメージがあるんだけど、
仕入先として使うメリットを教えてください。



たしかに、そういうイメージもあるでしょうが、過去10年以上、石油業者
に活発に利用されているうえ、2008年からは石油元売の卸売価格の指
標としてもTOCOMの価格が採用されています。
それでは、メリットを挙げて行きましょう。



メリット1:安く仕入れられる

グラフは過去10年間の系列卸価格の月間平均と、TOCOM期近の納会日の値段の推移です。例外もありますが、TOCOMの価格は、系列の卸価格に比べて、おおむね安く推移しています。つまり、実需家は、TOCOMを利用すれば、系列の卸価格より安く仕入れられる可能性があるということです。

ただ、近年の市場連動式の卸価格の決定に、TOCOMが採用されたこともあり、その価格差は縮小する傾向にあります。

メリット2:最大6ヶ月先までの契約が可能

したがって、毎月定期的に、TOCOMで買い付けていけば、仕入コストを抑える可能性が高くなります。また、TOCOMでは6カ月先の契約まで取引可能ですので、例えば、原油価格の下落が続く、ここが底値だと判断すれば、その時点で、6カ月分の契約を買い付けることも可能です。

また、契約の総代金が必要なわけではありません。それが証拠金制度です。これにより資金の効率的な運用ができますが、価格下落に対するリスク管理も重要になります。



メリット3:公設市場の信頼性

取引のスペックが厳格に決められているため品質に対する心配がないうえ、石油業者の活発な利用により、TOCOM価格が現物価格と大きく乖離することもなく、安心して利用できます。

経済産業省による不正取引の監視強化や、TOCOM自身による監視システムの導入、建玉状況の調査で、透明で公正な価格形成が図られています。また、TOCOMを介することで、契約が履行されない可能性もなくなり、クリアリング・システムにより取引相手の与信を判断する必要性もありません。



メリット4:受渡しの利便性

まず受渡方法については、内航船(バージ)が基本ですが、ガソリンスタンドさんなどに便宜を図り、ローリーの受渡しも可能です。また、他にインタンク・トランスファーも可能となっています。

受渡単位は100kℓ(取引単位では2枚)から可能となります。また、分割して受渡しすることも可能です。例えば、100kℓ受けた場合、その月の間、ローリーで20kℓずつ、5回に分けて受け取ることもできます。

さらに地方でも受け取ることも可能です。京浜(東京、神奈川、千葉)の製油所、油槽所渡しが原則ですが、当事者間で合意すれば、全国の製油所、油槽所での受渡しが可能となります。

実際、これまで全国39都道府県で、受渡しの実績があります。



なるほど、仕入先の一つとして検討する価値は十分にありそうですね。もう少し聞かせてください。

では、詳しく見て行きましょう。

商品先物取引のしくみ

商品先物取引の重要ポイント

① 証拠金制度

買い付け時に総代金は必要なく、規定の証拠金を預託します。したがって資金の有効利用が出来ます。
ただ、同時に価格変動リスクも生じますので、その資金管理が重要です。

② 限月制度

納会日(取引最終日)までに、必要な数量の買いを入れます。また、最大で6カ月先まで買い付けることができます。

③ 差金決済も可能

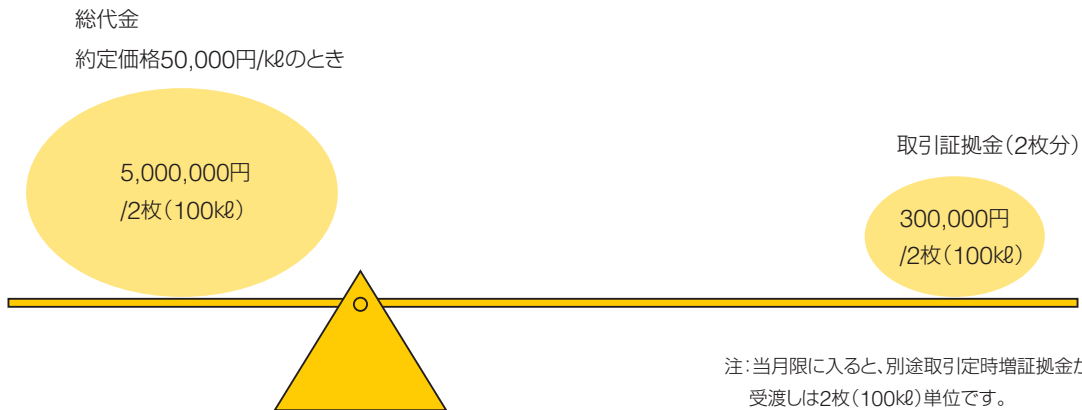
先物を買付けしても、現物を引き取る義務が生じるわけではありません。
納会日までに手じまい売りを行って、差金決済することも可能です。



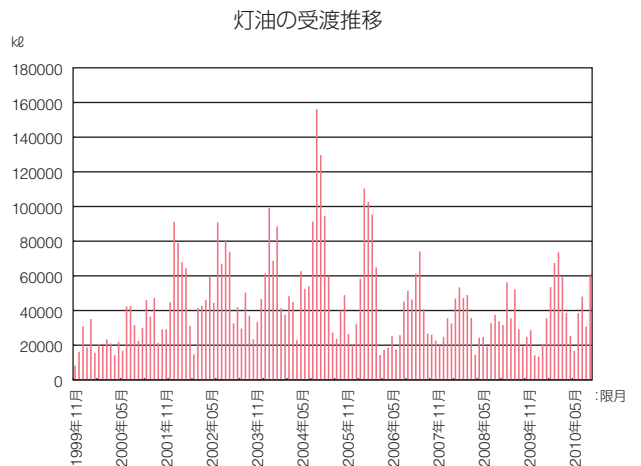
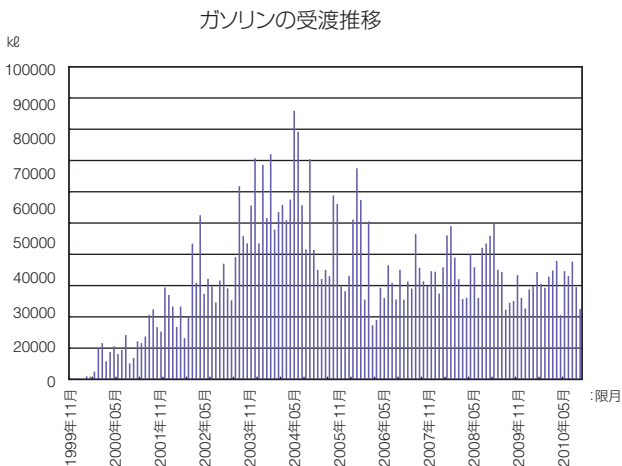
証拠金制度ーレバレッジ

先物を買付けする時点で、総代金は必要なく、その契約を履行する担保として証拠金の預託が必要となります。図の例では、1枚当り15万円の証拠金で約16.7倍の250万円の取引が行うことができます。これをテコの作用(レバレッジ)と呼んでいます。

資金の有効利用が出来ますが、一方、価格変動のリスクは最大総代金の分がかかりますので、規定の証拠金額以上の資金で臨むことが肝要です。



TOCOMの受渡実績のグラフ



受渡し Q & A



取引はどこに申し込みをすればいいのでしょうか？

委託者(お客様)から委託されて商品取引所で売買を行うことのできる商品取引員(当社の取引参加者の場合:受託取引参加者若しくは取次商品取引員)にお申し込みください。その際、現物の受渡しを予定している場合には現物の受渡しを取り扱った実績があるなどの商品取引員をお選びになることをお勧めします。

買い付けはいつからいつまでできるのでしょうか？

毎月25日(休業日は繰り上げ)が納会日となり、翌月受渡し分の取引が終了します。その翌営業日には新しい限月が生まれ(新甫発会)、半年先に受渡しされる分の取引が開始されます。

例えば、10月に商品を引き取りたい場合には10月限で値決めを行う必要があります。その期限(納会日)は2010年9月24日となります。

先物を買付けたあと、途中で現物を受け取りたくなくなった場合、どうすればいいのでしょうか？

その場合、買い付けたものを転売(反対売買)することにより、差金決済(買い付けた値段と転売した値段との差額)で取引を終わらせることができます。買い付けた値段と転売した値段により、利益となることもあれば損失となることもあります。

買い付けた現物はいつ受け取ることになりますか？

10月限を2枚(=100kl)を買った場合には、10月1日~31日の期間に100klを引き取るようになります。

その期間であれば、欲しい分量を欲しいときに引き取ることができますか？

10月5日に20kl、10日に20kl、15日に20kl、20日に20kl、25日に20klのように分けて引き取ることも可能です。ただし、配達に係る経費が別途、必要になります。これを分割受渡制度と呼んでいます。

首都圏以外でも受け取ることができますか？

納会日後に、受渡当事者が受渡条件について協議を行い当該当事者間で合意した場合(受渡条件調整制度)若しくは、納会日前に受渡当事者が合意した場合(申告受渡制度)、受渡場所等について合意した内容により受渡しを行うことができます。

過去39都道府県での受渡実績があります。

現物を受けたことが外部に明らかになることはありませんか？

取引所に対しては商品取引員を通じ委託者に関する報告義務がありますが、渡方(商品の売手)などや第三者に対して開示することはありません。(軽油は税務当局に対し当社が情報提供しています)

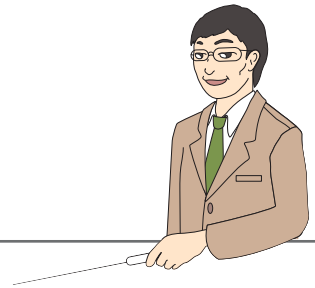
買い付けた価格がスポット価格よりかなり安いのですが、品質面に問題はありませんか？

受渡品はJIS規格に適合していなければならないルールにより、安心です。

それは、上場以来10年以上、活発に現物の受渡しが行われていることからもお分かりになると思います。

TOCOMの活用例（1.受渡条件調整制度の利用）

ガソリンスタンド・チェーンを運営する方が、仕入先の1つとして、TOCOMで取引するシミュレーションをしてみましょう。



買い付ける

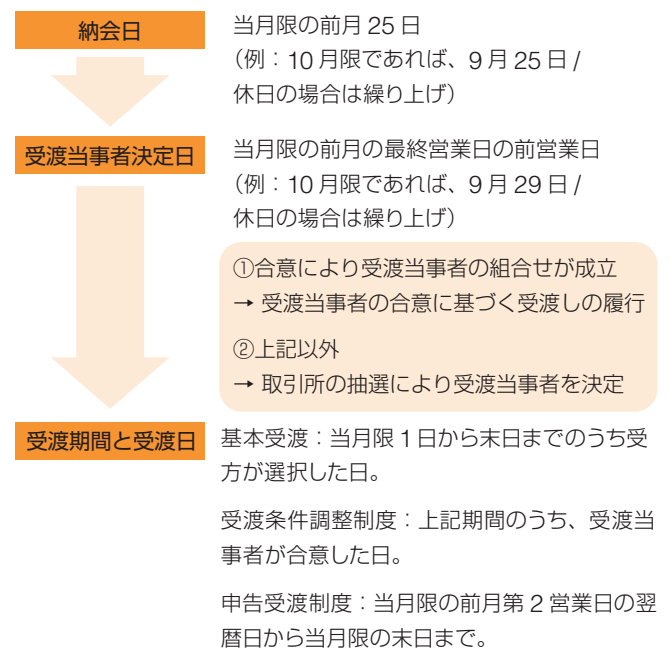
週ごとに提示される石油元売の仕切価格、毎日伝えられる業転価格、また、原油の輸入CIF価格などから、翌月渡しの仕入価格を予想して、TOCOMの当該限月の価格が安いと思ったら、商品取引員の担当者に買い注文を入れます。

決済の方法は2種類

通常はその買いポジションを納会日（取引最終日）まで維持すればOKです。

ただ、何らかの理由で、デリバリーを受けたくないと思えば、納会日までに手じまい売りの注文を担当者にらせば、差金決済されます。

受渡当事者の決定方法



受渡制度は3種類

①基本受渡

単位 : 100kl (2枚になります)
場所 : 神奈川・千葉・東京の指定された製油所・油槽所
受渡方法: 内航船(バージ)
期日 : 当該月の間で受方が選択(分割も可能)

②受渡条件調整制度を利用した受渡し

①との違い 双方の合意で全国の製油所等で可。
受渡方法は内航船(バージ)以外のタンクローリー、貨車なども可。
期日は双方の合意。

③申告受渡制度を利用した受渡し

①との違い 双方の合意で納会日以前に契約。双方の合意で全国の製油所等で可。
受渡方法は内航船(バージ)以外のタンクローリー、貨車なども可。



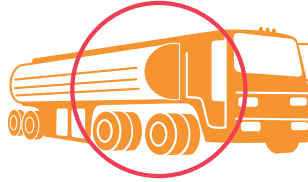
北海道でSS(サービスステーション)を営んでいる私が、100klを受けたい場合は
②受渡条件調整制度を利用した受渡しが良さそうですね。

TOCOMの活用例（2.タンクローリーで分割して引き取り）

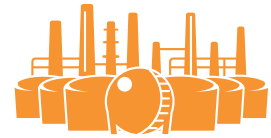
受渡方法



バージ



タンクローリー



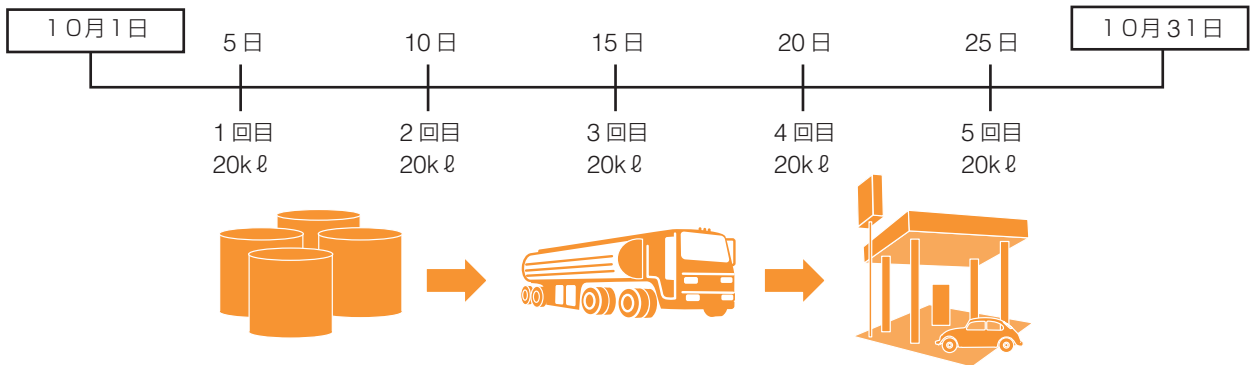
インタンク・トランスファー

受渡期間と分割受渡

基本受渡又は受渡条件調整制度で受渡しを行う日は、当月限の1日から当月限の末日までの間で、基本受渡では原則として受方が選択し、受渡条件調整制度及び申告受渡では受方・渡方双方が合意した日になります。例えば、2010年10月限の場合は、2010年10月1日から同年10月31日までの期間内で、受方が指定できます。通常、当月限の納会日は前月の25日です。

また、受渡しは1受渡単位の100キロリットルを何回かに分割して実施することも可能です。受方は希望日を決め、油槽所など受渡場所の許可基準に合うタンクローリーを手配し（※）、渡方に通知します。例えば、20キロリットルずつ、5回に分けて受渡しを完了する場合のイメージは次の通りです。

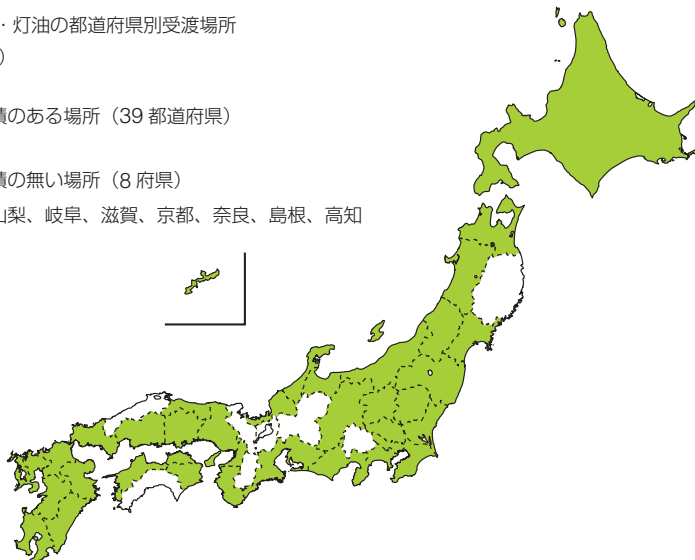
※渡方または商品取引員（受託取引参加者）と調整により、一定のコストを支払えば、ローリー持ち届けも可能です。



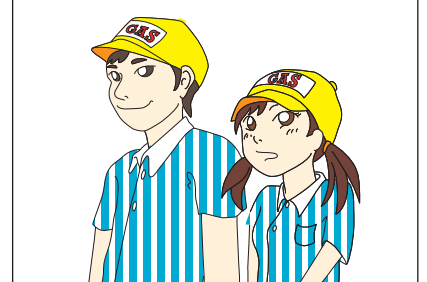
受渡実績

(参考) ガソリン・灯油の都道府県別受渡場所
(2010年8月現在)

- 受渡実績のある場所 (39 都道府県)
- 受渡実績の無い場所 (8 府県)
岩手、山梨、岐阜、滋賀、京都、奈良、島根、高知



ローリーでの分割受渡も可能。
仕入れツールとして検討の価値も
ありそうだね。



インタビュー（1）

TOCOMを利用されている石油業者にインタビュー

ガソリンの仕入れにTOCOMを利用されているA氏にお話を伺いました。A氏はB石油元売系列店のオーナー経営者で、5店舗のSS（ガソリンスタンド）を運営されています。全国のSS業者の77%が1店舗のみ、90%以上が4店舗未満ということを見ると、中堅クラスのSS業者さんと言えます。

今日はお忙しい中、ご協力ありがとうございます。まず、ガソリンの仕入れで、TOCOMの受渡しを利用されるようになったきっかけと現状をお聞かせください。

商品取引員さんが熱心に営業されたのがきっかけです。弊社はB元売の系列店のため、最初は消極的でしたが、過去のTOCOMの価格などを見せてもらって、安く仕入れる可能性があることが分かり関心を持ちました。また、最も重要なポイントだった品質や、デリバリーの履行にも問題はなく、今では仕入れツールのひとつとして利用させてもらっています。今のところTOCOMを含めた非系列玉は仕入れ全体の10%程度を占めています。

デリバリー以外ではTOCOMについてはどのような感想をお持ちですか？

デリバリー以外というよりもTOCOMという石油先物市場の必要性を強く感じるようになってきました。これはおそらく弊社だけではなく、日本の石油関係の多くの人達が共通した認識までに広がりを見せていると思っています。長年ガソリンや灯油の仕入れ・販売をしてきたので、それなりに相場感を持っているつもりでしたが、自己判断と先物価格との違いが出ると、いろいろ勉強するわけです。時として足元の過当競争の影響なども要因として把握できると、新たな視点で相場感が生まれてくるのです。したがって、元売をはじめとして、石油業界全体で将来の石油価格が一目で判ることは大変重要なことだと痛感しています。リッター当たりの円建て価格の指標としては最適と考えています。

10月12日からTOCOMに既存の石油市場に加え、中京石油市場が開設されましたが、どのような期待をお持ちになられていますか？

中京石油市場は受渡単位が10キロリットルですから、弊社のような規模の業者にとって利便性が向上します。また中京石油市場も受渡条件調整制度が用意されていますので、受渡場所も受渡当事者の合意があれば、中京以外の場所でも受渡しが可能です。このため従来にもましてTOCOMでは、国内のどんな地域やエリアにおいても、ニーズに合ったさまざまな規模で、卸や小売などいろいろな業者が参加することが可能になると思います。

最後にTOCOMに対して忌憚のない提言・苦言をお聞かせ下さい

実際の先物取引の利用面では、期近限月の流動性が増加して欲しいですね。現状では難しいかもしれませんが、より石油業者の参加を増加させるためには必須の条件ではないでしょうか。多くの石油業者が参加することにより、先物価格の信頼性にも繋がると思っています。そのことによって理想的な価格が形成されると期待しています。おそらく将来は価格が洗練されていくと、系列の仕切価格は別ですが、業転価格は先物価格を指標とした価格形成がなされると予想しています。小売業者にとって先物価格は、経営をしていく上でさらに重要性が高まるかもしれません。

もうひとつは商品取引員さんだけでなく、TOCOMの方にも受渡しだけでなく、商品先物取引の仕組みなどを判り易く説明してもらえると有難いですね。地方では業者同士一緒に勉強しようという声がありますから、たくさんのセミナーを開催してほしいですね。

大変貴重なご意見ありがとうございました。当社の今後の営業活動の参考にさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。



バージ

インタビュー (2)

TOCOMで受渡しを扱う商品取引員 (受託取引参加者) にインタビュー

商品取引員として、石油元売、商社から川下のSS業者さんまで、広く受渡業務に携わっておられるC社で、長年その第一線で活躍されて来られたD氏にお話をお伺いしました。

御社は受渡業務を元売、商社から川下のSS業者さんまで行っておりますが、今日はSS業者さんを中心にお話を伺いたいと思います。SS業者さん向けの営業で最も注意していることは？

やはり、「現物ありき」で対処することですね。SS業者さんにとっては、TOCOMも仕入れ先のひとつに過ぎないわけですから、デリバリーも含めて通常の商取引とまったく同じようにしなければいけません。したがって、我々はおお客様の買い付けを受託する時点で、デリバリーまで対処して動きます。お客様との間で受渡条件の調整を行うだけでなく、弊社も受渡当事者となって調整がスムーズに運ぶようにする場合もあります。弊社にとってはリスクを負うわけですが、それだけお客様にきめ細かい対応ができると自負しています。

SS業者さんと元売、商社さんに対する営業の違いというのはありますか？

基本的には違いはないですが、SS業者さんの方がより神経質になるかもしれません。商社さんなどの場合、ある玉がダメでも他の玉でカバーしてと、ある程度融通が利きますが、SS業者さんの場合、極端な話、その玉がダメなら商売が成り立たなくなる可能性もあるわけですから。ともかく、お客様の具体的なニーズにお応えすることが私共の使命と心がけています。

すでに御社は10年以上受渡業務に携わってこられたわけですが、その間、お客様の意識に変化はありますか？

最初のころはTOCOM市場の認知度も低く、セミナーなどの啓発活動を営業の柱にしてきました。ご理解いただいたお客様にも系列の元売に知られたくないという意識も強かったのですが、今はそういう意識はなくなりつつあります。これは系列店でもそれ以外の副次的な仕入先として業転市場を利用することが定着したことが背景にあります。TOCOMが仕入れのひとつとして市民権を得た結果でしょう。事実、石油の受渡枚数は減少していません。

日本の商品先物市場の中では、「石油」が最も石油業者に浸透しているということですね。

これは認知度の違いもありますが、流通形態の違いもありますね。石油の場合、製油所から出たら、エンドユーザーまで製品の形が変わりません。貴金属であれば宝飾品、穀物であれば飼料、食品、あるいはその原料などに加工されます。つまり石油では、元売、商社、SS業者、小売店などが、同じ製品で、TOCOMという同じ土俵に参加できることになります。

最後に、SS業者さんに対するアドバイスがあれば。

これまでのように、TOCOMを仕入れのひとつとして利用されることに加えて、価格ヘッジの場としても使っていただければと思います。現物は系列の元売さんから全量買い付けて、TOCOMは価格ヘッジのみというような使い方も可能です。一般的には、現物が絡まないペーパー取引は投機というイメージが強いので、なかなか難しいですが、そういうご提案もできればと思います。

今日はどうもありがとうございました。



石油タンク

ガソリン、灯油、軽油の受渡制度

現物先物取引では、当月限の建玉について納会日(取引最終日)までに差金決済を行わず、売り・買いの建玉を保有した場合、現物の受渡しを行うこととなります。当社の石油製品先物市場では、「基本受渡」のほか、受渡しに柔軟性を持たせた「申告受渡制度」や「受渡条件調整制度」があります。

基本受渡とは

基本的な受渡条件により行われる受渡しです。当月限で、現物を受けるときは買いポジション(買建玉)を、現物を渡す場合は売りポジション(売建玉)を、それぞれ納会日(取引最終日)の取引終了時点まで持っている、現物の受渡しを行うことができます。

申告受渡制度とは

当月限の建玉を有する市場参加者が、当月限の納会日前に合意により受渡しを行うことについての契約を締結し、その旨をTOCOMに申出ることによって行われる受渡しのことをいいます。

受渡条件調整制度とは

納会日後において、受渡当事者が受渡条件について協議を行い、当該当事者間で合意した場合は、受渡場所などについて合意した内容、つまり基本受渡以外の条件により受渡しを行うことができるものです。



基本受渡の主な要綱

当月限の建玉を納会日まで保有して、売りポジションの場合は商品を渡し、買いポジションの場合は商品を受ける受渡しを、「基本受渡」といいます。

受渡供用品

- ガソリン 標準品と同格の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン
- 灯油 標準品と同格の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油
- 軽油 標準品の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油

受渡品の増減の許容範囲

受渡通知書に記載されている受渡数量に比し±2%

受渡場所

海上出荷設備を有する神奈川県、東京都および千葉県に所在する製油所または油槽所のうち、当社が指定した場所の中から原則的に渡方が指定できます。

受渡方法

内航船による受渡が基本です。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から上記の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択(当月限の1日から月末までの間)

原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が30枚を超えると、内航船の入港許可が得られないとき、港湾施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき、および受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

受渡当事者の決定(当該納会日の属する月の最終営業日の前営業日)

1. 合意により受渡当事者の組合せが成立した場合には、「受渡条件調整制度」に移行します。
2. 受渡品に係る受渡先の決定
受方が希望する受渡品がある時は、優先して割り当てるものとし、希望者が競合するときは希望者による抽選を行い決定します。それ以外は抽選により決定します。

受渡期間

当月限の1日から末日までの間。

(例) 11月限であれば、11月1日から11月30日まで。

分割受渡

受渡期間内において受渡単位の100ℓを分割して受渡することもできます。

受渡値段

受渡値段は当月限の最終帳入値段です。なお、委託者が受託取引参加者を通じて受渡しを行った場合の受渡値段は、受渡しに係る売買を行ったときの約定値段が受渡値段となります。

受渡代金の清算

受方は、受渡日の前営業日の正午までに当社に差し入れます。渡方は、「受渡完了通知書」が提出された日の翌営業日の正午までに当社より支払われます。

受渡代金の税金

ガソリンの受渡しにあつては、ガソリン税を含みます。軽油で軽油引取税が課せられる受渡しにあつては、軽油引取税を含みます。

受渡日

現物の受渡しを実際に行う日。

容量過不足(調整金の授受)

受渡品の量目は2%以内の増減が認められています。実際に受渡された数量に増減が生じた場合は受渡完了通知書および協定書等の提出がなされた日に、当社が増量分、減量分それぞれについて代金の算出を行い、当月限最終受渡日から翌月第4営業日までに差額の代金を調整することになります。

受渡品のクレーム処理

受渡細則の「故障受渡品の処理」に基づいてクレーム処理を行うものとします。クレームの対象は、量目不足、不純物の混入、水の混入、品質が受渡供用品の基準に満たないなどです。

軽油の受渡しに係る特例

1. 当事者について
軽油は受渡しに参加できる者が限定されています。渡方は原則として元売業者。受方は元売業者、軽油現受渡業者(特約業者)、販売業者、需要家です。
2. 軽油引取税
軽油の受渡しは、「既に軽油引取税を課された軽油」および「免税軽油」に該当しないものにより行います。

基本受渡での委託者と受託取引参加者の実務フロー



申告受渡制度の基本受渡との違い

申告受渡制度とは、基本受渡に柔軟性を持たせるためのもので、商品の受方・渡方の双方が合意した条件で受渡しを行うことを可能にするものです。受渡双方が当月限の納会日前に契約を締結し、その旨を当社に申出ることによって承認されます。ここでは申告受渡制度と基本受渡の制度上の違いをまとめています。

利用資格

次の各号の一に該当する者であって、当社が適当と認められた者に限られます。

1. 市場取引参加者等または取引参加者（一般取引参加者を含む）からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
2. 石油業者（業務規程第85条第1号に定める石油業者をいう）からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者または石油業者の委託の取次ぎを引き受けた取次者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
3. 非居住者である石油業者の委託の取次ぎを引き受けた外国商品取引業者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者

軽油の利用資格

受渡細則の「軽油の受渡しに係る受渡当事者等」に基づき、受渡しによる決済を行うことができる者を限定しています。

渡方は元売業者、軽油現受渡業者（特約業者）に限定。受方は元売業者、軽油現受渡業者（同）、販売業者、需要家に限られます。

受渡期間

当月限の前月第2営業日の翌日から当月限の末日まで。

当事者の決定

受方と渡方の合意。

受渡場所

受渡当事者間で合意した本邦所在の製油所または油槽所。

受渡場所の選択権

受渡当事者間の合意。

受渡日の選択権

受渡当事者間の合意。

受渡方法

内航船、タンクローリー、貨車またはインタンク・トランスファーなど。

受渡方法の選択権

受渡当事者間の合意。

受渡代金の計算方法

ガソリン

$[(\text{約定値段}/\text{k}\ell + \text{ガソリン税}/\text{k}\ell) \times \text{受渡枚数} \times 100\text{k}\ell]$

灯油

$(\text{約定値段}/\text{k}\ell \times \text{受渡枚数} \times 100\text{k}\ell)$

軽油

$(\text{約定値段}/\text{k}\ell \times \text{受渡枚数} \times 100\text{k}\ell)$

$(+ \text{軽油引取税} \times \text{受渡枚数} \times 100\text{k}\ell : \text{課税受渡の場合})$

※別途、消費税と手数料がかかります。

※消費税は納会日の帳入値段で計算されます。

受渡方法による格差

受渡当事者間で決定。

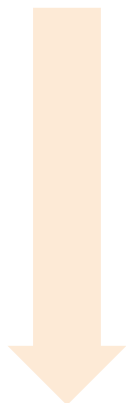
受渡品のクレーム処理

クレームの対象となりません。受渡当事者間で処理するものとします。



申告受渡での委託者と受託取引参加者の実務フロー

申告受渡申出



- ＜申告受渡の申出期間＞
 - ・当月限の前月第1営業日～当月限納会日の2営業日前の午後2時30分まで
- ＜受渡期間＞
 - ・当月限の前月第2営業日の翌日～当月限の末日まで
- ＜申告受渡希望の申出＞
 - ・申出期間
前月限納会日の翌営業日～当月限納会日の3営業日前(当月限納会日から起算して4営業日前に当たる日)の午後2時30分まで
 - ・委託者は受方・渡方双方が連署した申請書および受渡しが行われることを確認できる契約書等の写しを受託取引参加者に提出する。

審査・承認



- ・当社の審査・承認後、受託取引参加者より申出成立の通知を受ける。

受渡日の前営業日以前



- ・受方は、受託取引参加者の指定する日時までに受渡代金(ガソリンについては揮発油税及び地方揮発油を加算した金額)を受託取引参加者に差し入れる。
- ・渡方は、受託取引参加者の指定する日時までに出荷依頼書等の受渡書類を受託取引参加者に差し入れる。

受渡手続日

＜受渡日の前営業日＞



- ・受方は、出荷依頼書等の受渡書類を受託取引参加者から受領する。

受渡日



- ・受渡双方は、実際に現物の受渡しを行う。なお、インタンク・トランスファーによる受渡しについては所有権の移転をもって行う。

受渡完了通知書提出日

＜受渡日の翌々営業日まで＞



- ・受方は、受渡しが完了した旨受託取引参加者に通知する。正午までに荷役協定書の写し又は納品書の写し等受渡しが確実に完了したことを証する書面も添付する。

受渡代金交付日

＜受渡完了通知書等提出日の翌営業日＞



- ・渡方は受渡代金等を受託取引参加者から受領する。
- ＜受渡品のクレーム処理＞
 - ・申告受渡制度による受渡しの場合、当社のクレーム処理の対象外となる。

受渡条件調整制度の基本受渡との違い

受渡条件調整制度とは、申告受渡制度と同様に受渡しに柔軟性を持たせるためのもので、納会後に受渡当事者が受渡条件について協議を行って双方が合意した場合は、受渡場所などについて合意した内容で受渡しを行うことができます。ここでは受渡条件調整制度と基本受渡の違いをまとめています。

受渡期間

当月限の1日から末日まで。

当事者の決定

受方と渡方の合意。

受渡場所

受渡当事者間で合意した本邦所在の製油所または油槽所。

受渡場所の選択権

受渡当事者間の合意。

受渡日の選択権

受渡当事者間の合意。

受渡方法

内航船、タンクローリー、貨車またはインタンク・トランスファーなど。

受渡方法の選択権

受渡当事者間の合意。



受渡代金の計算方法

ガソリン

[$(\text{約定値段}/\text{kℓ} + \text{ガソリン税}/\text{kℓ}) \times \text{受渡枚数} \times 100\text{kℓ}$]

灯油

$(\text{約定値段}/\text{kℓ} \times \text{受渡枚数} \times 100\text{kℓ})$

軽油

$(\text{約定値段}/\text{kℓ} \times \text{受渡枚数} \times 100\text{kℓ}) + \text{軽油引取税} \times \text{受渡枚数} \times 100\text{kℓ}$:
課税受渡の場合)

※別途、消費税と手数料がかかります。

※消費税は納会日の帳入値段で計算されます。

受渡方法による格差

受渡当事者間で決定。

受渡品のクレーム処理

受渡細則に定める「故障受渡品の処理」に基づいて処理します。対象は量目不足、不純物の混入、水の混入、品質が受渡供用品の基準に満たないなどです。ただし、指定受渡場所または内航船・タンクローリー以外の受渡方法で受渡しを行った場合、あるいは受渡供用品以外で受渡しを行う場合にはクレーム処理の対象となりません。

インタンク・トランスファーの利用資格

石油受渡細則第2条第2号および第3号に規定する製油所または油槽所に設置されているタンク内において、当該受渡品を移動させることなく行う受渡し「インタンク・トランスファー」は、次の各号の一に該当する者であって、当社が適当と認めたものにより行うことができるものです。

1. 市場取引参加者等または取引参加者（一般取引参加者を含む）からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
2. 石油業者（業務規程第85条第1号に定める石油業者をいう）からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者または石油業者の委託の取次ぎを引き受けた取次者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者
3. 非居住者である当業者からの委託の取次ぎを引き受けた外国商品取引業者からの委託に基づき受渡しを行う受託取引参加者

軽油の利用資格

受渡細則の「軽油の受渡しに係る受渡当事者等」に基づき、受渡しによる決済を行うことができる者を限定しています。

渡方は元売業者に限定。受方は元売業者、軽油現受渡業者（特約業者）、販売業者、需要家に限られます。

受渡条件調整制度での委託者と受託取引参加者の実務フロー



軽油の受渡し

(1) 軽油の受渡当事者

- ◎ 元売業者（製造元売、販売元売、輸入元売）
- ◎ 特約業者（地方税法に規定する特約業者で特別徴収義務者）
当社への登録（軽油現受渡業者）が必要。
- ◎ 販売業者（主として自動車の燃料として軽油の販売を業とする者）
- ◎ 需要家（バス事業者、トラック運送業者等）

(2) 特約業者の登録・更新

- ◎ 登録書類
 - ・特約業者であり登録特別徴収義務者である証書
 - ・登録特別徴収義務者として登録を受けた都道府県一覧表
 - ・当社の諸規程等に係る誓約書
 - ・登録申請事項等に変更が生じた場合に直ちに通知することを約する書面
- ◎ 登録の更新
 - ・資本金5,000万円未満かつ常時使用従業員50名未満の特約業者は1年更新。

(3) 受渡当事者の組み合わせと軽油引取税の関係

	渡方	受方	軽油引取税
基本受渡 受渡条件調整	元売業者	元売業者 特約業者 販売業者 需要家	未課税 未課税 課 税 課 税
申告受渡	元売業者	元売業者 特約業者 販売業者 需要家	未課税 未課税 課 税 課 税
	特約業者	元売業者 特約業者 販売業者 需要家	課 税 課 税 課 税 課 税

取引要綱 — ガソリン —

取引の種類	現物先物取引
標準品	日本工業規格のK2202の2号の品質基準に適合するレギュラーガソリン
売買仕法	システム売買による個別競争売買(複数約定)
限月	新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6ヵ月以内の各限月
当月限納会日	当月限の前月25日(日中立会まで。当日が休業日に当たるときは順次繰り上げ)
新甫発会日	当月限納会日の翌営業日(日中立会から)
受渡日	当月限の1日から当月限の末日まで
受渡供用品	(1)受渡供用品: 標準品と同格の品質基準(日本工業規格のK2202の2号)を満たした、国内精製ガソリン又は輸入通関後の輸入ガソリン (2)ガソリン税の扱い: 先物市場における取引は、ガソリン税抜きとするが、受渡代金にはガソリン税を付加する。
受渡品の増減の許容範囲	±2%(1回の引き取りごと)
受渡場所	海上出荷設備を有する神奈川県、東京都及び千葉県に所在する製油所又は油槽所のうち、当社が指定した場所とする。
受渡方法 ※注1	(1)受渡場所の選択権: 渡方に帰属する。 (2)受渡方法: 内航船による受渡し。 (3)受渡日の選択権: 原則として、受方に帰属する。 (4)受渡当事者の決定: 抽選により決定する。但し、納会日から抽選で決定するまでの間に、合意により受渡当事者の組み合わせが成立した場合には、この限りではない。 (5)分割受渡: 受渡しに当たっては、分割して受渡しを行うことができる。
立会時間	日中立会: 午前 9時00分 ~ 午後 3時30分 夜間立会: 午後 5時00分 ~ 翌日午前 4時00分
取引単位	50キロリットル(1枚)
受渡単位	100キロリットル(1枚) *受渡単位1枚は、取引単位2枚分に相当。
呼値とその値段	1キロリットル当たり10円刻み
取引の提示価格と税金	東京湾沿海の製油所及び油槽所の海上出荷価格で、ガソリン税(揮発油税及び地方揮発油税)及び消費税を除いた価格
CB幅	夜間立会開始時に前計算区域の帳入値段(新甫発会の場合は隣接限月の帳入値段)を基に設定。
取引本証拠金基準額 (1枚当たり) ※注2	毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額に倍率を乗じ、その50%相当額を加えて得た額を下限として毎月設定。
取引臨時増証拠金 ※注3	当社が市場管理上必要と認めた場合、取引臨時増証拠金の預託を求める場合がある。
建玉数量の制限 (委託者)	売または買のそれぞれにつき、次の数量。 一般委託者 ※石油業者及び投資信託等の委託者を除く 当月限 250枚 翌月限 500枚 その他限月 各1,500枚 石油業者及び投資信託等の委託者 当月限 2,000枚 翌月限 3,000枚 その他限月 各5,000枚

※注1 受渡しについては本要綱の基本受渡の他に受渡条件調整制度、申告受渡制度があります。

※注2 現在適用されている証拠金については、東京工業取引所のウェブサイトをご確認下さい。

「取引証拠金基準額」は、2011年1月から商品先物取引業者(現在の商品取引員)が、(株)日本商品清算機構(JCCH)が定める額以上の額を定め委託者に適用する「委託者証拠金」に変更されます。

※注3 「取引臨時増証拠金」は、2011年1月から廃止されます。ただし、相場の変動により取引証拠金基準額が変更された時は、委託者証拠金の額も変更されることがあります。

取引要綱 — 灯油 —

取引の種類	現物先物取引
標準品	日本工業規格のK2203の1号の品質基準に適合する灯油
売買仕法	システム売買による個別競争売買(複数約定)
限月	新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6ヵ月以内の各限月
当月限納会日	当月限の前月25日(日中立会まで。当日が休業日に当たるときは順次繰り上げ)
新甫発会日	当月限納会日の翌営業日(日中立会から)
受渡日	当月限の1日から当月限の末日まで
受渡供用品	受渡供用品: 標準品と同格の品質基準(日本工業規格のK2203の1号)を満たした、国内精製灯油又は輸入通関後の輸入灯油
受渡品の増減の許容範囲	±2%(1回の引き取りごと)
受渡場所	海上出荷設備を有する神奈川県、東京都及び千葉県に所在する製油所又は油槽所のうち、当社が指定した場所とする。
受渡方法 ※注1	(1)受渡場所の選択権: 渡方に帰属する。 (2)受渡方法: 内航船による受渡し。 (3)受渡日の選択権: 原則として、受方に帰属する。 (4)受渡当事者の決定: 抽選により決定する。但し、納会日から抽選で決定するまでの間に、合意により受渡当事者の組み合わせが成立した場合には、この限りではない。 (5)分割受渡: 受渡しに当たっては、分割して受渡しを行うことができる。
立会時間	日中立会: 午前 9時00分 ~ 午後 3時30分 夜間立会: 午後 5時00分 ~ 翌日午前 4時00分
取引単位	50キロリットル(1枚)
受渡単位	100キロリットル(1枚) *受渡単位1枚は、取引単位2枚分に相当。
呼値とその値段	1キロリットル当たり10円刻み
取引の提示価格と税金	東京湾沿海の製油所および油槽所の海上出荷価格で、消費税を除いた価格
CB幅	夜間立会開始時に前計算区域の帳入値段(新甫発会の場合は隣接限月の帳入値段)を基に設定。
取引引証拠金基準額 (1枚当たり) ※注2	毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額に倍率を乗じ、その50%相当額を加えて得た額を下限として毎月設定。
取引引証拠金増証拠金 ※注3	当社が市場管理上必要と認めた場合、取引引証拠金増証拠金の預託を求める場合がある。
建玉数量の制限 (委託者)	売または買のそれぞれにつき、次の数量。 一般委託者 ※石油業者及び投資信託等の委託者を除く 当月限 250枚 翌月限 500枚 その他限月 各1,500枚 石油業者及び投資信託等の委託者 当月限 2,000枚 翌月限 3,000枚 その他限月 各5,000枚

※注1 受渡しについては本要綱の基本受渡の他に受渡条件調整制度、申告受渡制度があります。

※注2 現在適用されている証拠金については、東京工業品取引所のウェブサイトをご確認下さい。

「取引引証拠金基準額」は、2011年1月から商品先物取引業者(現在の商品取引員)が、(株)日本商品清算機構(JCCH)が定める額以上の額を定め委託者に適用する「委託者証拠金」に変更されます。

※注3 「取引引証拠金増証拠金」は、2011年1月から廃止されます。ただし、相場の変動により取引引証拠金基準額が変更された時は、委託者証拠金の額も変更されることがあります。

取引要綱 — 軽油 —

取引の種類	現物先物取引
標準品	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本工業規格のK2204の品質基準(各限月毎に、以下に掲げる当該限月に対応する種類についての品質基準)に適合する軽油 1月限～3月限及び12月限 2号 4月限～5月限及び10月限～11月限 1号 6月限～9月限 特1号
売買仕法	システム売買による個別競争売買(複数約定)
限月	新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6ヵ月以内の各限月
当月限納会日	当月限の前月25日(日中立会まで。当日が休業日に当たるときは順次繰り上げ)
新甫発会日	当月限納会日の翌営業日(日中立会から)
受渡日	当月限の1日から当月限の末日まで
受渡供用品	(1)受渡供用品: 標準品の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油 (2)軽油引取税の扱い: 先物市場における取引は、軽油引取税抜きとするが、軽油引取税の課される受渡しが行なわれる場合には、受渡代金に軽油引取税を付加する。
受渡品の増減の許容範囲	±2%(1回の引き取りごと)
受渡場所	海上出荷設備を有する神奈川県、東京都及び千葉県に所在する製油所又は油槽所のうち、当社が指定した場所とする。
受渡方法 ※注1	(1)受渡場所の選択権: 渡方に帰属する。 (2)受渡方法: 内航船による受渡し。 (3)受渡日の選択権: 原則として、受方に帰属する。 (4)受渡当事者の決定: 抽選により決定する。但し、納会日から抽選で決定するまでの間に、合意により受渡当事者の組み合わせが成立した場合には、この限りではない。 (5)分割受渡: 受渡しに当たっては、分割して受渡しを行うことができる。
立会時間	日中立会: 午前 9時00分 ~ 午後 3時30分 夜間立会: 午後 5時00分 ~ 翌日午前 4時00分
取引単位	50キロリットル(1枚)
受渡単位	100キロリットル(1枚) *受渡単位1枚は、取引単位2枚分に相当。
呼値とその値段	1キロリットル当たり10円刻み
取引の提示価格と税金	東京湾沿海の製油所及び油槽所の海上出荷価格で、軽油引取税及び消費税を除いた価格。
CB幅	夜間立会開始時に前計算区域の帳入値段(新甫発会の場合は隣接限月の帳入値段)を基に設定。
取引本証拠金基準額 (1枚当たり) ※注2	毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額に倍率を乗じ、その50%相当額を加えて得た額を下限として毎月設定。
取引臨時増証拠金 ※注3	当社が市場管理上必要と認めた場合、取引臨時増証拠金の預託を求める場合がある。
建玉数量の制限 (委託者)	売または買のそれぞれにつき、次の数量。 一般委託者 ※石油業者及び投資信託等の委託者を除く 石油業者及び投資信託等の委託者 当月限 250枚 当月限 2,000枚 翌月限 500枚 翌月限 3,000枚 その他限月 各1,500枚 その他限月 各5,000枚

※注1 受渡しについては本要綱の基本受渡の他に受渡条件調整制度、申告受渡制度があります。

※注2 現在適用されている証拠金については、東京工業取引所のウェブサイトをご確認下さい。

「取引証拠金基準額」は、2011年1月から商品先物取引業者(現在の商品取引員)が、(株)日本商品清算機構(JCCH)が定める額以上の額を定め委託者に適用する「委託者証拠金」に変更されます。

※注3 「取引臨時増証拠金」は、2011年1月から廃止されます。ただし、相場の変動により取引証拠金基準額が変更された時は、委託者証拠金の額も変更されることがあります。